

第1章 受託研究審査委員会

(受託研究審査委員会)

第1条 「埼玉県立がんセンター医師主導治験取扱規程」に基づき設置された受託研究審査委員会(以下「審査委員会」という。)をもって、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年3月27日厚生省令第28号)(以下「医薬品GCP省令」という。)第27条の受託研究審査委員会とする。なお、審査委員会委員長(以下「審査委員長」という。)をもって受託研究審査委員会委員長とする。

(目的と適用範囲)

第2条 本手順書は、医薬品GCP省令及び関連通知に基づいて、審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。

- 2 本手順書は、医薬品の製造販売承認申請又は製造販売承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う医師主導治験に対して適用する。
- 3 本手順書内にある「書式」、「参考書式」は、「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について」(平成26年7月1日医政研発0701第1号 薬食審査発0701第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長及び厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)で示されている「書式」、「参考書式」を適用し、用いるものとする。
- 4 この手順書における医薬品GCP省令等で規定されている「医療機関の長」は、病院長とする。

(受託研究審査委員会の責務)

第3条 審査委員会は、すべての被験者の人権、安全及び福祉を保護しなければならない。

- 2 審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある医師主導治験には特に注意を払わなければならない。
- 3 審査委員会は、倫理的、科学的妥当性及び埼玉県立がんセンター(以下「センター」という。)における実施可能性の観点から医師主導治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(受託研究審査委員会の設置及び構成)

第4条 委員会の委員は、原則として次の職にあるものをもって充てる。また、この他に病院長が必要と認めた医師(複数名)とがんセンターと利害関係を有していない者、受託研究審査委員会の設置者と利害関係を有していない者(以下、「外部委員」という)を加えて男女両性で構成する。

- (1) 副病院長
 - (2) 看護部長
 - (3) 薬剤部長(又は薬剤師1名)
 - (4) 事務局長
 - (5) 管理部長
 - (6) 会計担当主査
 - (7) 医事・経営担当主査
- 2 第1項(1)～(7)の委員以外の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(受託研究審査委員会の業務)

第5条 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の実施の適否を審査するにあたり、「治験実施申請書」((医) 書式 3) とともに次の最新の資料の写しを病院長から入手しなければならない。

- (1) 治験実施計画書
 - (2) 治験薬概要書
 - (3) 症例報告書の見本(治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合にあっては不要。)
 - (4) 説明文書、同意文書
 - (5) モニタリングに関する手順書
 - (6) 監査に関する計画書及び業務に関する手順書
 - (7) 治験責任医師及び治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書
 - (8) 治験薬の管理に関する事項を記載した文書
 - (9) 医薬品 GCP 省令の規定により治験責任医師及び実施医療機関に従事する者が行う通知に関する事項を記載した文書
 - (10) 治験の費用に関する事項を記載した文書
 - (11) 被験者の健康被害の補償に関する事項を記載した文書
 - (12) 実施医療機関が治験責任医師の求めに応じて医薬品 GCP 省令第 41 条第 2 項各号に掲げる記録(文書を含む。)を閲覧に供する旨を記載した文書
 - (13) その他医師主導治験が適正かつ円滑に行われることを確保するために必要な事項を記載した文書
 - (14) 被験者の募集手順(広告等)に関する資料(募集する場合)
 - (15) 被験者の安全等にかかる報告
 - (16) 被験者への支払いに関する資料(支払いがある場合)
 - (17) 治験責任医師の履歴書及び治験責任医師が医薬品 GCP 省令第 42 条に規定する要件を満たすことを証明したその他の資料
 - (18) 医師主導治験の現況の概要に関する資料(継続審査などの場合)
 - (19) その他審査委員会が必要と認める資料
- 2 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の継続の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」((医) 書式 4) とともに次の最新の資料の写しのうち必要なものを病院長から入手しなければならない。
- (1) 「重篤な有害事象に関する報告書」((医) 書式 12-1、-2)
 - (2) 「安全性情報等に関する報告書」((医) 書式 16)
 - (3) 「治験に関する変更申請書」((医) 書式 10)
 - (4) 「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」((医) 書式 8)
 - (5) 「治験実施状況報告書」((医) 書式 11)
 - (6) その他審査委員会が必要と認める資料
- 3 審査委員会は、次の事項について調査審査し、記録を作成する。
- (1) 医師主導治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性に関する事項
 - ・医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること。
 - ・治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で、適格であるか否かを最新の文書

(医薬品の治験にあつては治験責任医師の「履歴書」((医) 書式 1)、治験分担医師が記載されている「治験分担医師・治験協力者リスト」((医) 書式 2) により検討すること。

- ・治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
 - ・被験者の同意を得るに際しての説明文書・同意文書の内容が適切であること。
 - ・被験者の同意を得る方法が適切であること。
 - ・被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
 - ・予定される治験費用が適切であること。
 - ・被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- (2) 医師主導治験実施中又は終了時に行う調査審査事項
- ・被験者の同意が適切に得られていること。
 - ・以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を調査審査すること。
- ① 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - ② 被験者に対する危険を増大させるか、又は当該治験の実施に重大な影響を及ぼすあらゆる変更
- ・治験実施中に当センターで発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること。
 - ・被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の可否を審査すること。

注) 重大な情報

- ① 他施設で発生した重篤で予測できない副作用
 - ② 重篤な副作用、治験薬、製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が治験薬概要書から予測できないもの。
 - ③ 死亡又は死亡につながるおそれのある症例のうち、副作用によるもの、治験薬、製造販売後医薬品の使用による感染症によるもの。
 - ④ 副作用、並びに治験薬、製造販売後医薬品の使用による感染症の発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が著しく変化したことを示す研究報告
 - ⑤ 当該治験の対象となる疾患に対し効能もしくは効果を有しないことを示す研究報告
 - ⑥ 副作用又は感染症により、がんその他の重大な疾病、障害又は死亡が発生するおそれがあることを示す研究報告
 - ⑦ 当該被験薬と同一成分を含む製造販売後医薬品に係る製造販売の中止、回収、廃棄その他の保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するための措置の実施
- ・当該治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上審査すること。
 - ・モニタリング報告書又は監査報告書について検討し、当該治験の実施の適切性について審査すること

(3) その他審査委員会が求める事項

- 4 審査委員会は、次の事項について報告を受けるものとする。
 - ・治験の終了、治験の中止又は中断及び開発を中止すること。
 - ・既に承認された進行中の治験に係わる軽微な変更であり、実施に重大な影響を与えず、危険性を増大させず、治験審査結果通知書((医) 書式 5) による通知が必要でないもの。
 - ・その他、必要な事項
- 5 審査委員会は、治験責任医師に対して審査委員会が医師主導治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示及び決定が文書で通知され、治験責任医師が厚生労働大臣へ治験計画届等を届出

した後、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で規定された期間が経過するまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

(受託研究審査委員会の運営)

第6条 医師主導治験における審査委員会は原則として年11回(8月を除く毎月)開催する。ただし、病院長から緊急に意見を求められた場合及び委員長が必要と認めた場合はその都度開催することができる。また、開催に当たっては委員会事務局が、各委員に文書で通知することとする。

2 医薬品GCP省令第28条3項の審査委員会の事務は審査委員会事務局として治験管理室が行う。
3 審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で当該治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。

なお、当該治験の実施状況について調査し、必要な場合には、病院長に意見を文書で通知するものとする。

4 審査委員会の開催に当たっては、治験管理室から概ね2週間前に文書で審査委員長及び各委員に通知するものとする。

5 審査委員会は、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意思を決定できるものとする。

(1) 全委員の過半数の委員が参加していること。

(2) 第4条(4)～(7)に該当する委員の半数以上が参加していること。

(3) 第4条の外部委員が少なくとも1名参加していること。

6 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。

7 当該治験の治験責任医師と関係のある委員(治験責任医師本人、治験調整医師、治験分担医師又は治験協力者等)は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。

8 審査委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別の分野の専門家を審査委員会に出席させて意見を聞くことができる。

9 採決は出席した委員全員の合意を原則とする。

10 意見は次の各号のいずれかによる。

(1) 承認する

(2) 修正の上で承認する

(3) 却下する

(4) 既に承認した事項を取り消す(治験の中止又は中断を含む)

(5) 保留

11 病院長は審査委員会の審査結果について異議ある場合には、理由書を添えて審査委員会に再審査を請求することができる。

12 審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿(各委員の資格及び職名を含む)に関する記録及び審査記録を作成し保存するものとする。

13 審査委員会は、審査終了後速やかに病院長に、「治験審査結果通知書」((医)書式5)により報告する。

14 審査委員会は、既に承認された進行中の医師主導治験に関わる軽微な変更について迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は審査委員長が行う。

ここでいう進行中の治験に関わる軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性がなく、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、実施予定症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。

迅速審査は、審査委員長が行い、本条第10項に従って判定し、第13項に従って病院長に報告

する。ただし、審査委員長の判定結果が本条第10項(3)、(4)、(5)の場合には審査委員会において通常の審査を行う。審査委員長は、次回の審査委員会で迅速審査の内容と判定を報告する。

なお、審査委員長が当該迅速審査の対象となる当該治験の関係者である場合は、副委員長又は他の委員を指名して代行させる。

第2章 受託研究審査委員会事務局

(受託研究審査委員会事務局の業務)

第7条 審査委員会事務局は、治験管理室をこれに当てるものとし、審査委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- (1) 審査委員会の開催準備
- (2) 審査委員会の審査等の記録(審査及び採決に参加した委員の名簿を含む)の作成
- (3) 審査結果通知書(医書式5)の作成及び病院長への提出
- (4) 記録の保存

審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、議事要旨、審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。

- (5) その他審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援

2 治験管理室は次の各号に示すものを作成しホームページ等に公表する。

- (1) 受託研究審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員名簿
- (3) 会議の記録の概要
- (4) 受託研究審査委員会の開催予定日

3 前項に係る内容に変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。

なお、前項第3号の会議の記録の概要については受託研究審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。

4 委員会事務局は議事要旨の公表の際、当該治験責任医師より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の処置を講じた上で公表する。

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第8条 審査委員会における記録の保存責任者は治験管理室長とする。

2 審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 業務手順書
- (2) 委員名簿(各委員の資格を含む)
- (3) 委員の職業及び所属のリスト
- (4) 本手順書第4条外部委員に該当する委員への委嘱に係る書類
- (5) 提出された文書
- (6) 会議の議事要旨(審査及び採決に参加した委員名簿を含む)
- (7) 書簡等の記録
- (8) その他必要と認めたもの

(記録の保存期間)

第9条 審査委員会における保存すべき必須文書を(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの

間保存するものとする。ただし、治験責任医師がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験責任医師と協議するものとする。

(1) 当該治験薬が被験薬に係る製造販売の承認を受ける日、承認申請書に資料として添付しないと通知を受けた日から3年が経過した日

(2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日

2 審査委員会は、病院長を経由して、治験責任医師より前項の文書の保存期間を確認するため、「開発の中止等に関する報告書」((医) 書式18) により報告を受けるものとする。

附 則

この手順書は、平成22年 3月31日から施行する。

この手順書は、平成24年 6月 1日から施行する。

この手順書は、平成25年 5月 1日から施行する。

この手順書は、平成26年10月 1日から施行する。

この手順書は、平成28年 8月 1日から施行する。